

九戸村空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九戸村における空き家、空き店舗等（以下「空き家等」という。）を有効に活用することにより、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等に関する情報を登録し、その情報を行う事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用上の注意)

第2条 この事業は、この事業以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(登録申込等)

第3条 この事業による空き家等に関する情報を登録しようとする者（以下「申込者」という。）は空き家バンク事業登録申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、村長に提出するものとする。

2 前項の情報を登録できる者は、空き家等に係る所有者等とする。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営んでいる者を除く。

3 村長は、第1項の規定による登録の申込みあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク台帳（以下「台帳」という。）に登録するとともに、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、空き家等で、この事業によることが適当と認めるものは、当該所有者等にこの事業による登録を勧めることができるものとする。

(登録の変更及び抹消)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク事業登録事項変更届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

2 登録者は、当該空き家等に係る所有権の異動等により、登録を抹消しようとするときは、空き家バンク事業登録抹消届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨村長に届け出なければならない。

3 村長は、前2項の規定による届出書の提出があったときは、速やかに登録事項を変更又は抹消するとともに、その旨を登録者に通知するものとする。

4 村長は、登録から3年を経過したとき又は登録に虚偽又は不適當な事項があると認めるときは、登録を抹消するとともに、その旨を登録者に通知するものとする。ただし、登録から3年を経過したものについては、再度登録することができるものとする。

(情報の提供)

第5条 村長は空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に台帳に登録された情報を提供するため、登録情報を村のホームページ等に掲載し周知するとともに、必要に応じて、利用希望者の問い合わせに等に対して、有用な情報を提供するものとする。

2 村長は、登録者及び利用希望者に対して、空き家等に関する交渉並びに賃借契約及び売買契約については、関与しない。

(個人情報の保護)

第6条 第3条第3項の規定による台帳に保有する情報の取り扱いについては、村の個人情報保護条例（平成14年条例第17号）に定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。